

早稲田大学大学院社会科学部

# 博士学位申請論文審査要旨

申請学位名称	博士（学術）
申請者氏名	原田 誠
専攻・研究指導	政策科学論専攻 企業法制研究指導
論文題目	国際課税における租税回避の問題と対応 Problems of Tax Avoidance in International Taxation and its Solutions

## I 本論文の概要

### (1) 本論文の主題

本論文は、「国際課税における租税回避の問題と対応」について、第1に、多国籍企業を対象として国際的な租税回避を防止するために導入された、移転価格税制及びコーポレート・インバージョン対策税制の問題点を分析し、今後の日本における対策を検討して提案を行うこと、第2に、多国籍企業のみならず個人にも税制の適用対象を広げて、租税裁定取引の問題点を分析し、今後の対応を検討すること、そして、第3に、租税競争から租税協調へと向かうOECD租税委員会やEUの欧州委員会の取組みを取り上げて検討を行い、国際的な租税協調へと向かう潮流の中で、今後の日本における税制構築へのインプリケーションを探ることを、主題としている。

### (2) 本論文の要旨と主張

本論文は、経済のグローバル化を背景に顕在化した、多国籍企業による国際的な租税回避や個人をも含めた租税回避（租税裁定取引）に対処するため、先行して米国で採用された対策も一部比較検討しつつ、わが国で採用されている課税制度を検討し、国際課税に関する租税政策の在り方を考察したものである。この検討に当たって、基本的な経済理論をベースに考察を行っているところもあるが、本論文は、いわゆる「理論モデル」の構築を目的とするものではない。また、租税競争から租税協調へと向かうOECD租税委員会などの国際的な取組みを取り上げて、国際的な租税協調の潮流に内在すべき理念として国家間の公平を考察するとともに、わが国が今後どのような方向へ向かうべきかを論じている。全体を通じて、OECD租税委員会の税源浸食及び利潤移転（Base Erosion and Profit Shifting; BEPS）に対する新たな取組み（BEPS行動計画）が、重要な検討材料とされている点に、特色がある。

まず、第2章と第3章では、多国籍企業を対象とする移転価格税制を取り上げる。移転価格税制では、国外関連者との移転価格を独立企業間価格に修正して課税が行われるが、多国籍企業の租税回避的な行為を排除した場合でも企業の移転価格（最適移転価格）は必ずしも独立企業間価格とは一致しないことを経済理論によって確認し、このことが、多国籍企業と税務当局との間に紛争を生じる原因になると分析する。そして、その解決方法として、BEPS行動計画13「移転価格文書の再検討」で取り上げられている移転価格文書に着目し、多くの情報を有する納税者側が、充実した移転価格文書を作成することは、最適移転価格により内部取引を行っていることを立証する手段ともなりうるとして、移転価格税制の執行上におけるその意義を検討している。ここでは、多国籍企業側から税務当局に対しデータを示して説明するという方法による解決策が提案されており、日本の税務当局も、各国との租税協調を強化しつつ、移転価格文書化に取り組む必要があるとの結論が示される。

次に、第4章では、国際的な組織再編成により内国法人が外国法人の子会社となるコ

コーポレート・インバージョンを取り上げ、米国のコーポレート・インバージョン取引とその対策税制を検討して、日本の対策税制との比較を行っている。そして、米国では外国法人を内国法人として扱うといった処理が行われるが、そのような対策税制は日本の他の国際課税制度との整合性を欠くこと、また日本では米国ほどタックス・プランニングの問題が表面化していないことから、日本への導入は時期尚早であるとの結論に至っている。第5章では、租税回避の主体を個人にも広げて、租税裁定取引（2つの国家間の税制および課税上の取扱いの差異を利用して、納税者が2つの国家から同一の恩典を受ける取引）を取り上げ、ハイブリッド事業体を利用した事例と、米国で隆盛と衰退を繰り返した条約サンドウィッチの事例を分析して、日本の税制への示唆を得ている。例えば、租税条約の適用対象を一定の要件を満たす適格居住者に絞ることにより、条約漁りを防止することなどの有用性が示される。また、BEPS 行動計画の一環として OECD 租税委員会が取り組んでいる「不適切な条約特典の付与防止」と「ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認」を取り上げ、条約サンドウィッチの利用による租税回避等の防止効果が期待できることを示している。この取組みが、租税条約の改正と国内法の改正という両面からの対応であることにも注目している。

第6章では、前述のような多様な租税回避に対応するには、租税競争から租税協調へと向かうことが必要であるとの認識が示され、国家間の公平を考慮した租税協調の在り方が検討される。国家間の公平は、国際取引から生じる課税標準を関係国間の国家的利得・損失にどのように分配するかという基準であり、相互主義の原則と無差別主義の原則を主な内容とする。これらの原則に基づき、国際取引から生じる課税標準を、関係国間の利得・損失に分配することで国家間の公平が達成されるという考え方である。本論文は、国際的な租税協調には、例えば、BEPS 行動計画の取組みにおいて OECD 租税委員会が G20 メンバー国 (OECD 非加盟国) へ参加要請をした際の方法にみられるように、本来その理念として国家間の公平という考え方が内在しているとみることができると分析し、また、そのような考え方の必要性、租税協調の潮流において各国の拠り所となる基本理念の必要性が強調されている。最後に、日本がアジア地域において租税協調に積極的に取り組んでいく必要があることが確認される。

## II 本論文の構成

### 第1章 開 題

第1節 本論文の全体像について

第2節 グローバル化が税制に与える影響

第3節 税源浸食及び利潤移転に対する新たな取組み

### 第2章 移転価格税制における利潤の帰属

第1節 移転価格税制及びロケーション・セイビングの意義と問題点

第2節 日本におけるロケーション・セイビングの取扱い

第3節 米国及び OECD におけるロケーション・セイビングの取扱い

- 第4節 技術的限界代替率がロケーション・セイビングに与える影響
- 第5節 供給の価格弾力性によるロケーション・セイビングの帰属分析
- 第6節 小 括
- 第3章 移転価格税制における独立企業間価格
  - 第1節 独立企業間価格の意義と問題点
  - 第2節 Hirshleifer モデル
  - 第3節 租税が移転価格に与える影響
  - 第4節 OECD の移転価格文書への取組み
  - 第5節 小 括
- 第4章 コーポレート・インバージョンによる租税回避
  - 第1節 コーポレート・インバージョンの意義、背景と問題点
  - 第2節 コーポレート・インバージョンの先行研究
  - 第3節 米国コーポレート・インバージョンの仕組
  - 第4節 米国コーポレート・インバージョン取引の潜在的な租税問題
  - 第5節 日本のコーポレート・インバージョン対策合算税制、過小資本税制及びタックス・ヘイブン税制
  - 第6節 小 括
- 第5章 租税裁定取引による租税回避
  - 第1節 租税裁定取引の意義
  - 第2節 米国における租税裁定取引の道具
  - 第3節 米国におけるハイブリッド事業体を用いた租税裁定取引事例
  - 第4節 米国における条約サンドウィッチの盛衰
  - 第5節 OECD の新たな取組み
  - 第6節 小 括
- 第6章 租税競争から租税協調への潮流
  - 第1節 租税競争の加速
  - 第2節 国家間の公平
  - 第3節 租税競争から協調への潮流
  - 第4節 小 括
- 第7章 結 語
  - 第1節 本論文の総括
  - 第2節 今後の展望

### Ⅲ 本論文の内容

#### 第1章 開 題

第1章では、最初に、本論文の全体像を概観して各章ごとの主題を示している。次に、租税制度もグローバル化の影響を受けていることを指摘し、第2章以降の国際課税にお

ける租税回避を巡る問題が、グローバル化とどのように関連しているかを述べる。そして、OECD 租税委員会の税源浸食及び利潤移転（BEPS）に対する新たな取組みについて、本論文の第 2 章以降で、それぞれ個別論点として取り扱うに先立ち、その前段階として、BEPS を防止するための 15 項目の行動計画（BEPS 行動計画）の全体像を概観している。

## 第 2 章 移転価格税制における利潤の帰属

第 2 章では、多国籍企業を対象として導入された移転価格税制における利潤の帰属を検討する。移転価格税制は、自国の企業が国外関連者との取引価格を恣意的に操作することにより、本来は国内に留保されるべき所得が国外に流出することを防止するため、国外関連者の移転価格が独立企業間価格と異なる場合には、移転価格を独立企業間価格に修正して、所得を再計算する租税制度である。移転価格税制の適用において、企業が市場間の生産要素の価格の差を利用して、高要素原価の地域から低要素原価の地域へ生産、販売等の拠点を移管することにより、原価を削減し、その結果として実現可能となった利潤をロケーション・セイビングという。移転価格税制では、法人税がその国に所在する法人の利潤により算定されるために、多国籍企業のロケーション・セイビングが、親会社と子会社のどちらの利潤に帰属するかにより、両国の租税収入に直接影響を与えることとなる。そこで、ロケーション・セイビングに焦点を当て、利潤の算定において技術的限界代替率と供給の価格弾力性の指標を用い、その金額算定と帰属分析を行った。その結果、「第 4 節 技術的限界代替率がロケーション・セイビングに与える影響」において、国内及び国外において支払われた労働費用の差である「本来のロケーション・セイビング」は、国内では資本集約的で国外では労働集約的である場合には、国内と国外で技術的限界代替率が異なるため、単純に、国内と国外の賃金率の差に国外での生産を行うのに必要な労働量に乗じた金額である「素朴なロケーション・セイビング」より、数学的な比較により、つねに少額となるという結論を得た。また「本来のロケーション・セイビング」にさらに資本費用の差まで加味した、「資本費用と労働費用の差によるロケーション・セイビング」と、「本来のロケーション・セイビング」との比較も行い、この場合、両者の大小関係は一般的には定まらないが、国内賃金率で評価した労働費用の節約分が十分大きい場合には、「本来のロケーション・セイビング」が「資本費用と労働費用の差によるロケーション・セイビング」より大となりうるとの結論も得た。そして、第 5 節では、子会社における供給の価格弾力性が無限大である場合には、ロケーション・セイビングに係る追加利潤はすべて親会社に帰属することとなり、子会社への追加利潤はゼロとなるのに対して、子会社における供給の価格弾力性が非弾力的である場合には、ロケーション・セイビングに係る追加利潤は親会社に全て帰属するのではなくて、子会社にも帰属するという結論を得た。これらの第 4 節と第 5 節の結論は、第 3 章の最後における提案で活用される。

### 第3章 移転価格税制における独立企業間価格

第3章では、現行の移転価格税制の適用において、主流となっている独立企業原則について、その意義と問題点をシカゴ学派の Hirshleifer 教授のモデル[Hirshleifer 1956]を手がかりとして分析した。Hirshleifer[1956]モデルは、製造事業部と販売事業部を持つ多国籍企業における移転価格の分析を行ない、最終製品市場が完全市場である場合の多国籍企業の移転価格においては、製造事業部の限界費用を移転価格に設定することで、製造事業部も販売事業部も最適生産量を達成することができることを示している。次に、筆者なりに Hirshleifer[1956]モデルを用いて、移転価格税制の適用へのインプリケーションを検討し、多国籍企業の最適移転価格は、外部取引を内部化した結果、規模の経済や子会社支配の優位性を得るために生じたものであるから、独立した非関連者間の移転価格とは異なるのが当然であるが、独立企業原則の適用においては、その差異が考慮されにくいという欠陥を指摘している。Hirshleifer[1956]モデルは、本来租税を考慮しない場合のモデルであるため、第3節では、租税が移転価格に与える影響を分析することとし、Clausing[2003]のモデルを用いて、多国籍企業が高税率国から低税率国に輸出する場合に、移転価格を低く抑えることで企業全体としての税引後利潤を増加させることを示した。このことにより、多国籍企業が移転価格操作を通じて、高税率国から低税率国へと利潤を移転する構図を明らかにするとともに、移転価格税制において課税の対象となるべき所得移転金額は、節税目的のための移転価格操作による部分のみであることを示している。

以上のまとめとして、移転価格税制適用の問題点を明らかにした。移転価格税制の適用においては、国家側からは、税収の確保の観点から、多国籍企業が不当な移転価格を設定して企業集団として節税を行っているのではないかとみることとなる。そのため、移転価格税制の適用においては、多国籍企業が現実の取引で設定した移転価格と、税法所定の方法で算定した架空の移転価格である独立企業間価格が異なる場合には、公正性に問題が生じて、紛争の原因になるという問題点が残る。

そこで、第4節では、その解決方法として、OECD 租税委員会が提唱する移転価格文書への取組みを取り上げている。これは、BESP 行動計画 13「移転価格文書の再検討」に基づく『移転価格文書及び国別報告書に関する案内書』[OECD 2014c]に基づくものであり、これによる既存の『OECD 移転価格ガイドライン』[OECD 2010]の差替えが予定されている。前述のように、現在の移転価格税制は、独立企業原則自体に本来的に内在する欠陥があるにもかかわらず、他に代替すべき有力な課税制度がない状況にある。しかしながら、移転価格文書の充実は、税務当局によって有用な情報が得られるばかりでなく、納税者にとっても独立企業原則に従ったうえでの最適移転価格により、内部取引が行われていることを立証する手段ともなるので、現行制度の下での移転価格税制の執行上、大いに意義があるものといえる。具体的には、納税者である多国籍企業側から、海外市場に特有の地理的情報や膨大な海外取引情報を有効活用し、前章で検討した技術的限界代替率や供給の価格弾力性といった経済学の指標を用いて、移転価格算定根拠を

課税庁側に対して説明することにより、説得力のある移転価格文書を作成するという方法を提案している。より具体的には、移転価格税制を巡る多国籍企業と税務当局との紛争の解決策として、OECD 租税委員会において議論されている移転価格文書の作成の中で、マスター・ファイルの中の「多国籍企業グループの製品および役務提供に関する地理的市場」に関する説明と、ローカル・ファイルの中の「関連当事者取引に関する比較可能性の詳細」として、本来課税されるべきでない差異を、多国籍企業側でデータを示して説明するという方法による解決策を提案する。これは、今後改正されると予想される移転価格文書制度の中でも、実行可能性のある方法であると筆者は考えている。そして、日本の税務当局は、多国籍企業に対する移転価格税制の更なる有効な実施のため、移転価格文書と並行して、各国との租税協調もより強化し、租税回避の防止と二重課税の排除に取り組んでいく必要があるとの結論を示している。

#### 第4章 コーポレート・インバージョンによる租税回避

第4章では、米国の制度を中心に、国際的な組織再編成により、外国法人の子会社となるコーポレート・インバージョンの事例を取り上げている。コーポレート・インバージョンとは、自国に本拠を有する多国籍企業が、組織再編成を通じてそのグループ法人の最終的な親会社を外国事業体とするような一連の取引をいう。第2節では、まず、コーポレート・インバージョンを合法的な租税回避行為の一形態と位置付けて先行研究を概観し、その仕組みを明らかにする。次に、第3節と第4節において、米国のコーポレート・インバージョン取引における租税問題を取り上げ、第5節で日本のコーポレート・インバージョン対策税制との比較検討を行っている。米国のコーポレート・インバージョン対策税制の場合には、外国法人を内国法人として取扱うように、適用対象の範囲が広いという特徴があるが、日本の場合は、取引の一部のみを課税対象とするだけで、その範囲が限定的であるという差異が指摘される。第4章の最後では、日本も米国の様な制度を導入すべきかについて検討を行い、米国のような制度を導入した場合、日本における他の国際課税税制との整合性が取れなくなること、また日本ではまだタックス・プランニングの問題が表面化していないことから、導入は時期尚早であるとの結論に至っている。

#### 第5章 租税裁定取引による租税回避

租税裁定取引を取り上げる第5章では、まず、租税裁定取引の意義を確認する。すなわち、租税裁定取引とは、二つの国家間の租税における税制及び取扱いの差異を利用して、納税者が二つの国家から同一の恩典を受ける取引をいう。第3節では、租税回避行為の一形態である租税裁定取引について、主に米国のハイブリッド事業体を利用した事例を取り上げて分析を行っている。続く第4節では、米国で隆盛と衰退を繰り返した条約サンドウィッチの事例を取り上げて、その原因と問題点を分析し、日本の税制への教訓を示す。具体的には、すでに締結した租税条約に、特典条項（LOB）、すなわち、租

税条約の適用対象を、個人や上場企業などの一定の要件を満たす適格居住者に絞ることにより、本来は第三国にいる居住者が、あたかも条約締結国の居住者になりすまして、租税条約の恩典を受けようとするいわゆる条約漁りを防止しようとする条項を追加することにより、米国が条約サンドウィッチを終焉へと追い込むことに成功したことを教訓に、日本でも今後、租税条約交渉において特典条項（LOB）を追加していくことが、租税回避の防止に有効であると提案している。

そして、第5節において、OECD租税委員会がBEPS行動計画の一環として取り組んでいる「不適切な条約特典の付与防止」と「ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認」を取り上げ、今後期待できる効果を検討する。不適切な条約特典の付与とは、いわゆる「二重非課税」が生じるなどの状態を指す。また、二つ以上の国家間での税法上の取扱いの差異を利用して、租税回避を作り出すアレンジメント（取決め）をハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントと呼んで、その効果を否認する取り組みを行っている。租税裁定取引は、二国間での問題であるので、ハイブリッド・ミスマッチアレンジメントの方が、少し広い概念である。この二つの取り組みには、第4節で取り上げた条約サンドウィッチの利用による租税回避の防止という効果が期待できると考えられる。このOECDの取り組みは、租税条約の改正と国内法の改正という両面からの対応により、条約漁りを防止するという、今までにない試みであり、その期待される効果を考察して、日本の税制へのインプリケーションを検討している。

## 第6章 租税競争から租税協調への潮流

第6章においては、国際課税を執行するに当たって、国家間公平を考慮した租税協調の在り方を検討する。かつては、自国の租税制度の構築には、自国の経済の側面のみを考えればよかったが、現在では、グローバル化が租税制度の側面にも影響を与えており、他国の経済および租税構造の影響が、自国の租税制度にも及ぶことになる。例えば、自国への投資を促進させるために税率の引き下げを行うといった優遇措置政策を、租税競争というが、グローバル化により移動可能となった資本及び労働は、低い税率の国へと流出することとなり、租税競争を推し進め、税務当局は、その対応を迫られてきた。しかし、各国の税務当局が単独では租税競争に対応しきれなくなったため、OECD租税委員会が中心となり、租税協調により有害な租税競争を抑止していこうとする動きが生じている。第2節では、租税競争から協調へ向かうために各国が従うべき基準として国家間の公平性をとらえ、世界経済がグローバル化する中での租税協調の在り方を検討している。国家間の公平は、国際取引から生じる課税標準を、関係国間の国家的利得・損失にどのように分配するかという基準であり、相互主義の原則と無差別主義の原則を主な内容とする[Musgrave and Musgrave 1989]。これらの原則に基づき、国際取引から生じる課税標準を、関係国間の国家的利益・損失に分配することで国家間の公平が達成されるという考え方である。そこで、本論文は、租税協調の潮流に、本来その理念として内在しているとみられる国家間の公平の基準を拠り所として、調整を図っていくべきで

はないかと提案する。さらに、現在の OECD 租税委員会の BEPS 行動計画への取組みに関して、G20 の 8 カ国（OECD 非メンバー国）への参加要請の方法には、相互主義による国家間の公平の概念が根付いているのではないかという自説に基づき、この観点から参加要請の方法を検討する。BEPS 行動計画は、当初 OECD 租税委員会の単独プロジェクトとして発足したが、現在では、OECD と G20 の共同プロジェクトに拡大しており、その背景には、国際課税の共通ルール作成は、OECD のみでは不十分であって、新興国も含めた G20 メンバー国の参加が必要であった、という事情がある。OECD 租税委員会は、投票権を非メンバー国にも解放する一方、メンバーシップ料も相応に支払うことを条件として、参加要請を行っており、その姿勢には、義務の負担を引き換えとして、対等な権利を与えるという意味で、国家間の公平が保たれていると筆者は分析する。OECD 租税委員会は、BEPS 行動計画の推進にあたって、国家間の公平を基本理念として掲げているわけではない。しかし、国際課税の制度が複雑化し、一国のみでは租税回避の問題に対応できなくなっている現在の状況の中で、今後、租税協調の重要性が高まってくると考えられ、そうした租税協調の潮流においては、各国の拠り所となる基本理念が必要であることが強調されている。

## 第7章 結 語

第7章では、本論文の総括と今後の展望を述べて、最後に、租税競争から協調への潮流の中で、日本はアジアのリーダーとして、租税協調に積極的に取り組んでいく必要があることを確認している。

## IV 公聴会における質疑応答の概要

公聴会では、論文提出者から、本論文の問題意識と要旨、本論文の構成、及び内容について説明があった後、概要、次のような質疑応答が行われた（○：質疑、◎：応答）。

○ 国家間の公平における相互主義と無差別主義とは、どのようなことか。

◎ 本論文の文脈では、相互主義の原則とは、源泉地国が、源泉地国の居住者が外国で稼得した所得に対して、当該外国が課税したのと同じ税率で、外国投資家が源泉地国で稼得した所得に対して課税することを、相互に認めるという原則を意味する。無差別主義の原則とは、外国人が稼得した所得に対して、外国人であることを理由に差別しないで、その国の税率をその国の居住者と同様に適用すべきであるという原則を意味する。

○ 2014 年秋の日本財政学会（於：中京大学名古屋キャンパス）では、オックスフォード大学教授で国際財政学会の会長でもある Devereux 先生の招待講演が行われ、多国籍企業の利潤に関する現行制度が大きな課題に直面しており、安定的な法人税の確保が重要課題となっていることが取り上げられた。その中で、利潤に課税する権利を政府間に分配する現行規定が、経済のグローバル化の進展とともに、不適切となっていること、政府間の競争を助長するとともに、国内企業を優遇する租税競争を導くことが現行制度

の問題点の主要因であることを指摘するとともに、OECDのBEPS行動計画が必ずしも基本的な問題を検討していないとして、公演の中で、政府間の競争を取り除く安定的な法人税制の確立が望まれるいくつかの代替案の可能性を検討されていた。講演の内容は、日本財政学会編『協働社会における財政－財政研究第11巻』に収録される予定であるが、昨年日本財政学会には出席したか。

◎ 残念ながら、昨年日本財政学会は欠席してしまい、Devereux教授の講演は聞き逃してしまった。BEPS行動計画に対するDevereux教授のご指摘や代替案の可能性については、今後の検討課題として、この議論の方向性を見極めながら、今後の大きな一つの研究テーマとして、取り組んでいきたいと思う。

○ 租税協調への潮流という話があったが、課税は各国がローカルに行っているという状況の中で、経済理論としては、課税制度として世界で統一している方がいい、という考え方もあると思うが、現状において、日本で世界に協調していくという動きはあるのか。

○ 課税制度として世界で統一していく方向、といっても、国家の課税権との関係で、統一的基準、統一的制度、という方向にはならないことがあり得る、ということも考えておかなければならないのではないか。

◎ 日本では、租税条約の規定が国内法に優先するので、租税条約をOECD租税委員会の推奨するような条約に変更して、世界で共通のルール作りを行って、透明性を高めていくという方法で対応しているのが現状であると思う。また、国内税法を世界標準に変えていこうという流れには、現在のところなっていないと考えられる。世界国家的な方向性についても、今後はそのような観点からの検討も必要であることに留意して、研究を進めていきたい。

○ BEPS行動計画には、15項目あって、今回の論文では15項目を一応の紹介はしているものの、問題として取り扱っているのはその一部である。例えば、BEPS行動計画では、電子商取引課税の問題（行動1）が取り上げられているが、今回の論文では扱っていない。これなども今後の研究テーマとして扱ってもいいのではないかと思われるし、BEPS行動計画の一つ一つを丁寧に扱っていくということを、今後の研究課題としてもいいのではないかと思うが、どうか。

◎ 今回の論文は、出発点のテーマとして移転価格を取り上げており、移転価格の問題はモノの取引、財の輸出入を出発点としたため、電子商取引課税の方向へは向かわなかった。電子商取引課税は、それだけでも独立した大きな研究テーマとなるので、今後のテーマとして検討していきたい。BEPS行動計画については、今回十分に扱っていないところを、今後一つ一つ丁寧に検討していくことが必要であると考えている。

○ 今回の論文は、OECD租税委員会の動きを中心に取り上げており、EUの取組みは、一部しか取り上げられていないが、EUは一つの経済圏として経済は統合するが課税は

ローカルという原則は守りながら、それでも統合の度合いが進んでいて、OECDより厳しい制約を課している。EUの議論も今後の研究テーマとしてみると面白いと思うが、どうか。

○ また、フランスの租税制度は今回の論文では取り上げていないが、最も公平なシステムをもっており、今後の課題として取り組んでみるといいと思う。

◎ 今後の検討課題として、取り組んでいきたい。

## V 総合評価

(1) テーマ設定の妥当性・重要性 本論文は、国際課税における現実の問題を出発点として、問題を整理し、課題を明確化した上で、基本的な理論と最近の世界の動向を盛り込んで、今後の方向性を示したものである。多国籍企業による国際的な租税回避の問題は、スターバックスやイケアなど、近時、急速に社会的注目を集めるようになっており、テーマ設定の妥当性と重要性が、そうした状況からしても改めて確認できる。

(2) 着眼点・独創性 OECDにおけるBEPS行動計画の議論については、早い段階でこれに着目して、これまでの研究に方向性を与えて論文全体をまとめており、その点での独創性も認められる。このような着想は筆者の租税実務家としての業務経験に根ざしたもののように見受けられ、その意味で、理論と実務の融合、という観点からも評価できる。

(3) 論文の構成の妥当性 論文の構成としては、第2章・第3章では、移転価格税制の問題を取り上げて、独立企業間価格が、多国籍企業の租税回避的な行為を排除した場合でも企業の移転価格（最適移転価格）とは必ずしも一致しないことを経済理論によって確認した上で、これによって生じる問題の解決策として、BEPS行動計画の中で提唱する移転価格文書の取組みを取り上げている。つぎに、第4章・第5章では、コーポレート・インバージョンと租税裁定取引を取り上げていて、現在ではここにおける議論がむしろ重要である。タックス・プランニングに向かう流れにどう対処するかという問題について、税法ないし税制からのアプローチを検討し、また、BEPS行動計画の中の2つの取組みを取り上げている。ここでは実務家としての視点が活かされていると感じられる。最後に、第6章で、財政学ではポピュラーなマスグレイブの理論を結論の部分に使っていて、結果としては妥当であり、全体としてバランスよくまとまったものとなっている。

(4) 先行研究を踏まえた専門分野における貢献度 財政学の分野において、BEPS行動計画を、紹介レベルを超えて、国際課税における租税回避の具体的問題との関係で論じた論文としては、最も早い時期のものということができ、専門分野における貢献と評価できる。

(5) データや資料に裏付けられた実証性　グローバル化の進展が租税に及ぼす影響については、WTOの統計資料も使用して説明を試み、コーポレート・インバージョンによる租税回避に関連して、日米のクロス・ボーダーM&Aに関するIMF等のデータを使用するなどしている。移転価格の分析に関する経済理論の部分では、現実的な数値の設定による確認が試みられている。なお、経済理論の部分は、間違いのない内容になっていると認められる。

(6) 論旨展開における論証力・説得力　前述の論文の構成でも述べたように、本論文は、移転価格税制、コーポレート・インバージョン、租税裁定取引（ハイブリッド事業体、条約サンドウィッチ）による租税回避といった問題を取り上げ、それぞれについて、解決策や解決の方向性を検討するものであって、その論証の方法も問題に応じて異なっているが、全体として租税協調へと向かう流れが示されており、説得力あるものとなっている。

(7) 専門用語や概念の使い方　筆者には租税実務家としての経験の裏付けもあり、専門用語や概念の使い方は、正確で妥当なものである。

(8) 引用の仕方・注の付け方・資料の利用方法等　いずれも適切に行われている。

(9) 学際性・実践性について　前述の論文の構成からもわかるように、取り上げた問題、問題点や課題の整理、課題解決の方向性の提示において、財政学、経済理論、国際税法の知見・アプローチが活用されるとともに、前述のように、着眼点・発想には租税実務家らしい実践性が生かされていて、全体として、社会科学研究科らしい学際性が発揮された論文となっている。

公聴会における指摘にもあるように、国際課税における租税回避の問題には、本論文で取り上げられていない課題もまだ多く残されており、本研究の更なる進展が望まれるところである。とはいえ、上述の諸点において、十分な究明と考察を行った論文ということができ、また論文全体としての卓越性においても、「博士(学術)の学位を受けるに値する」と、審査員全員で判断した次第である。

審査委員

主任審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授

審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授

審査員 早稲田大学名誉教授

審査員 関東学院大学 経済学部教授

P h . D . ロチェスター大学

博士（経済学） 大阪市立大学

川島 いくみ

戸田 学

林 正寿

望月 正光